明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一）　一
〔告示〕
○児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法等の一部を改正する告示（厚生労働七）　三
○保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件（国土交通八〇）　四
○特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件及び丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する件（同八一）　六
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境三）　九
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同四）　一〇
○特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（同五）　一四
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○厚生労働省令第一号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第九条の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。